

(平成24年3月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係

3 件

北海道国民年金 事案 2221 (事案 1054 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、前回、申立期間の国民年金保険料は、自宅に来た集金人に毎月100円ずつ納付し、年金手帳に判をもらっていたとして、保険料の納付を申し立てたが、平成21年6月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書を受け取った。

この度、新たな証拠として、申立期間に係る年金手帳と交換した別の手帳が見つかったことから、再度申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、i) 申立人は、昭和36年4月頃からA市の職員と思われる女性が国民年金保険料の集金に来ていたと供述しているが、A市では、集金人に相当する国民年金推進員制度を導入し、国民年金保険料の検認業務等を開始した時期は、38年10月7日であること、ii) 申立人の申立期間に係る保険料の負担額及びその納付方法等についての記憶は、実際の行政側の取扱いとは矛盾する点がみられること、iii) 申立人は、申立期間当時の隣人も同様に集金人に保険料を払っていたとしているが、照会の結果、当該隣人は保険料の納付方法について記憶がないことなどから、当委員会の決定に基づく平成21年6月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、新たに申立人が保管していた昭和39年3月30日付けで「再交付」と押印された国民年金手帳を提出したが、当該手帳において、i) 申立期間の納付記録が確認できないこと、ii) 再交付日以降については納付記録があること、iii) 昭和38年度保険料は39年3月31日に、39年度保険料は同年11月6日に一括して納付していることが確認でき、

申立人の主張する毎月納付していたとする納付方法と一致しないことなど、申立内容を裏付ける記録は見当たらない。

また、申立人は、申立期間について、それまで所持していた年金手帳に集金人が印紙を貼り割印を押していたが、昭和39年4月頃にその手帳を回収され、現在所持している手帳に差し替えられたとしているところ、当該時点で新たな手帳に差し替える理由は無い上、A市が国民年金手帳の更新業務を開始したのは41年3月からである。

これらは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から50年3月まで

私は夫と一緒に昭和53年頃、社会保険庁（当時）の元職員であった知人から「特例納付できるので、未納保険料を納めた方が良い。」と勧められ、社会保険事務所（当時）で私と夫の二人併せて約4年分の国民年金保険料二十数万円を一括納付した。

私は、国民年金に関して夫に任せてほとんど関与していなかったが、申立期間の特例納付について、手続から保険料納付まで夫と二人で間違いなく行ったので、夫は納付済みなのに、私だけ未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の各種手続及び国民年金保険料納付を行っていた申立人の夫は、その夫の年金手帳及び特殊台帳（マイクロフィルム）により、昭和44年3月1日に国民年金被保険者資格を喪失し、47年12月22日に同資格を再取得しており、第3回特例納付期間である54年4月25日に申立期間の保険料を特例納付していることが確認できる。

一方、申立人が所持する年金手帳、A市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳により、申立人は昭和44年3月1日に国民年金被保険者資格を喪失し、50年4月1日に同資格を再取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入であり、申立人が国民年金保険料を特例納付するための手続を行った形跡は見当たらず、保険料を特例納付したとは考え難い。

また、申立人は、昭和59年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、60年10月10日に同被保険者資格を喪失したが、61年7月4日に第3号被保険者資格を取得するまで、国民年金に未加入であることがオンライン記録によ

り確認できることから、国民年金に係る手続が適切に行われていたとは言い難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を特例納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出され、当該期間の保険料を特例納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から61年3月まで

私は、昭和47年8月頃に国民年金に加入し保険料を納付していたが、61年4月から第3号被保険者となり、それまで送られてきた納付書が送付されなくなったので、A市役所になぜ納付書が送付されないのか照会した記憶があり、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年7月26日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことから、同年8月頃に、B市C区役所で国民年金の再加入手続を行ったところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人がD村に居住していた43年4月頃に払い出されていることが確認できるが、オンライン記録及び居住するA市の国民年金被保険者名簿において、同記号番号による申立期間の再加入手続が行われた形跡は見当たらない上、B市には申立人の被保険者名簿が無い。

また、申立人が第3号被保険者資格を取得した際に、別の国民年金手帳記号番号がA市から払い出されており、オンライン記録により、その加入手続は昭和61年8月頃に行われたものと推認できるところ、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険被保険者であることから、申立人に係る申立期間は国民年金の任意加入期間となり、制度上、任意加入被保険者は遡って国民年金に加入することができないため、当該期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間当時、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付して

いたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。